

社外取締役の独立性基準

1. 方針

当社は社外取締役候補者の選任にあたって、本基準によって、当該候補者が当社の一般株主との間に利益相反の生じるおそれがないことを確認する。

2. 独立性の判断基準

- (1) 株主との関係においては、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ① 当社の主要株主（議決権所有割合が10%以上。）
 - ② 当社の主要株主である法人の取締役、執行役もしくは支配人その他の重要な使用人
 - ③ 当社が主要株主である法人（子会社および関連会社。以下、子会社等という。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員または使用人
- (2) 取引先との関係においては、以下の取引先の取締役、執行役もしくは支配人その他の重要な使用人のいずれにも該当しないこと。
 - ① 当社または子会社等を主要な取引先とする者のうち、当社の直近の年間連結売上高の2%以上に相当する取引高がある取引先
 - ② 最近3年間において、当社もしくは子会社等を主要な取引先とする取引先
 - ③ 当社の主要な取引先（最近3年間に当社の主要な取引先であった取引先を含む。）
- (3) 経済的利害関係においては、以下の企業の現在の取締役、執行役、監査役もしくは使用人のいずれにも該当しないこと。
 - ① 当社もしくは子会社等から取締役あるいは監査役を受け入れている会社
 - ② 前記①の企業の親会社もしくは子会社
- (4) 専門的サービス提供者については、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ① 当社もしくは子会社等の会計監査人である公認会計士
 - ② 当社もしくは子会社等の会計監査人である監査法人に所属している者
 - ③ 過去3年間において前記①もしくは②に該当する者
 - ④ 前記①から③以外の公認会計士、税理士、または弁護士その他のコンサルタントで、当社もしくは子会社等から役員報酬以外に過去3年間平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (5) 近親者については、上記(1)～(4)に該当する者の2親等以内の親族でないこと。

3. 本基準の改廃

本基準の改廃にあたっては、監査等委員会の承認を経て取締役会において決議する。

附 則

- Ⅰ．本基準は平成２７（２０１５）年１０月１６日から制定実施する。
- Ⅰ．本基準は平成２９（２０１７）年 ３月 １日から改訂実施する。

(別紙)

1. 会社法に定める社外取締役の要件

(参照：会社法第2条第15号)

- ① 現在、当社または当社の子会社で業務執行取締役等（業務執行取締役、支配人その他使用人）でなく、かつ、当社の取締役に就任する前10年間、当社または当社の子会社で業務執行取締役等であったことがないこと
- ② 社外取締役に就任する前10年間のいずれかの時点で、当社または当社の子会社で取締役、会計参与、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間、当社または当社の子会社で業務執行取締役等であったことがないこと
- ③ 現在、当社の大株主（自然人）、親会社の取締役・執行役・支配人その他の使用人でないこと
- ④ 現在、当社の兄弟会社の業務執行取締役等でないこと
- ⑤ 当社の取締役・執行役・支配人その他の重要な使用人・大株主（自然人）の配偶者・2親等以内の親族でないこと

2. 東京証券取引所が定める独立役員の要件

(参照：「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3) の2」より抜粋)

- A. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- D. 最近において次の（A）から（D）までのいずれかに該当していた者
 - （A）A、B又はCに掲げる者
 - （B）上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - （C）上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （D）上場会社の兄弟会社の業務執行者
- E. 次の（A）から（H）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - （A）Aから前Dまでに掲げる者
 - （B）上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （C）上場会社の子会社の業務執行者
 - （D）上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （E）上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

- (F) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- (G) 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- (H) 最近において前（B）～（D）又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

以上